

# 特集：共生社会における『多様性』を教育の場でいかに保障するか 夜間中学における多様な学びと今後の実践的課題 —夜間中学校の現場から（1）—

矢 作 由美子

（文教大学教育研究所客員研究員）

Variety of Learning Activities at Night Junior High Schools, and Future Practical Challenges : Based on Actual Experience at Night Junior High Schools (1)

YAHAGI YUMIKO

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

## 要 旨

ようやく2019年4月、公立夜間中学が川口市に誕生した。その設立経緯とともに、34年間「県内に公立夜間中学の開設」を願って活動してきた、川口自主夜間中学の存在意義を明らかにする。そして、新設された川口市立芝西中学校陽春分校の現状については、他県の視察報告書や、行政の担当者から提供された資料や学校現場での聞き取り調査等を踏まえて今後の公立夜間中学校が多様な学びの場となることを期待と展望をもって報告する。

## はじめに

2016（平成28）年12月、「教育機会確保法」（正式名称「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）の成立以降、文部科学省が作成する『夜間中学の設置推進・充実について』が具現化してきた。文部科学省は、新たな夜間中学の設置を促進するとともに、既存の「中学校夜間学級」（以下、「夜間中学」という。）における教育機会の提供と拡充を図るため調査研究事業を行ってきた。政府は、その結果を踏まえて公立の夜間中学を「各都道府県及び政令指定都市（7カ所はある）に少なくとも一校設置」することを促進してきた<sup>1)</sup>。

しかし、2016年教育機会確保法の施行時から2019年4月現在で、2校しか増えていない（9都道府県に33校：広島2、兵庫3、大阪11、奈良3、京都1、神奈川2、東京8、千葉2、埼玉1）。22年ぶりの公立夜間中学校として新設されたのが、埼玉県川口市立芝西

中学校陽春分校と、千葉県松戸市立第一中学校みらい分校の2つである。来年以降、設置表明ないし検討されているのは、徳島県、高知県、相模原市、常総市、宮城県、札幌市の6カ所である。しかし、それ以外の都道府県及び政令指定都市では夜間中学の設置については「ニーズがない」ことを理由に、設置予定が「ない」、「方針が固まっていない」という自治体も多い<sup>2)</sup>。

本稿では、夜間中学における多様な学びと今後の実践的課題と題して、Ⅰ. 「夜間中学」の定義と戦後の夜間中学のあゆみについて、Ⅱ. 主な夜間中学の設置促進等に係る政府の計画等の近年の動向について、Ⅲ. なぜ、川口市に公立夜間中学ができたのか、Ⅳ. 川口市立芝西中学校陽春分校の概要、Ⅴ. 考察と今後の課題、の順にすすめていく。特に、国が再評価した夜間中学政策の転換期について検討する。なお、本報告は、これまでの自主・公立問わず継続した実態調査に基づき、

その存在意義と、新規公立夜間中学校の現状と課題について報告する。

## I 「夜間中学」の定義と戦後の夜間中学のあゆみ

### 1. 「夜間中学」の定義と開設にあたっての関連法規の解釈

文部科学省は、夜間中学の定義について以下のように定義している。「夜間中学とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のこと」と説明している。いくつかの論文等を読むと、夜間中学設置についての法的根拠を示す論文を目にすることがある。そこには、夜間中学に対する2つの言説（a）（b）がある。1つの言説は、（a）「学校教育法」による、小学校中学校には夜間の課程を置くことは認めていない。もう一つの言説は、（b）夜間中学は、「学校教育法施行規則第9条」を法的根拠に運用されているという説である。しかし、いずれも2016年12月13日以前の解釈から述べたものである。

では、別の法的根拠を探すなら、（c）「学校教育法施行令第25条」の第4号または第5号である。「夜間中学」について当てはめれば、「学校教育法施行令第25条」の第4号は「分校・・・」、第5号は「二部授業・・・」を規定しているといえる。従って、設置については、これまで「学校教育法施行令第25条5号のみ」を根拠条文としていたが、「分校形式」をとる学校もあるので、「学校教育法施行令第25条第4号も根拠に加えて考えると、（c）の解釈がよいといえる。

そこで、「教育機会確保法」の施行後を加えて考えるならば、学校教育法施行令第25条第5号、第4号が設置の法的根拠に変わりはなく、教育機会確保法14条をたてに、行政などと交渉する場面では、「この法律の趣旨にもあるように」と主張することができることから、事実上の効果という点で教育機会確

保法が成立し、大きな意味があったといえる。

## 2. 戦後の夜間中学のあゆみ

文部科学省は、夜間中学を説明するとき、まず、「戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に設けられたもの」で、「昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた」と説明している。そして、「現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。」と話す。しかし、夜間中学が減少した経緯については一切触れられていない。

戦後の夜間中学のあゆみについては、椎名慎太郎は、尾形利雄・長田三男の著書を引用すると、「昭和22年から39年までの間に中学校に就学しなかった者は約250万人にのぼる。・・・昭和22年に発足した9年生義務教育は500万人以上の人を積み残して来たのではないか・・・」と強調している。特に、「・・・西日本では被差別部落・・・、いわゆる被差別部落の子どもたちに、未就学児や長期欠席児が多くいた。」と述べている<sup>3)</sup>。赤塚康雄も同様に、「・・・近代的矛盾等々の一切の矛盾に包み込まれた被差別部落においては・・・学制以来、教育の機会に浴することがなかった・・・」と記している<sup>4)</sup>。

夜間中学の黎明期については、田中勝文が、「慈恵の意識に支えられて成立してきた」と開設動機の分析をしている。そして、その後の夜間中学について田中は、「憲法26条の教育権保障の考え方に裏打ちされ・・・学校を教育権保障の場としてとらえようとする考え方は、夜間中学問題を見る限り、1970年

代・・・」と述べている<sup>5)</sup>。

また、松崎運之助氏は、その当時の状況について著書（『夜間中学の歴史』第5章）の中で「国の姿勢が大きく影響している」と詳細に語っている<sup>6)</sup>。

それは、1966（昭和41）年11月29日、当時の行政管理庁（いまの総務省）は、「行政管理庁長官 松平勇雄」名で『年少労働者に関する行政監察』（以下、「行政管理庁の廃止勧告」という。）が公示された。その勧告文は、文部省、労働省、検察庁に対して『・・・「夜間中学校」については、学校教育法では認められておらず、また、義務教育のたてまえからこれを認めることは適当ではないので、これらの学校に通学している生徒に対し、福祉事務所など関係機関との連携を密にして保護措置を適切に行ない、なるべく早くこれを廃止するよう指導すること。』が示された。この勧告を受け、1968年には21校416名まで減少することになる。

夜間中学の廃校が相次いでいく中で、1967（昭和42）年11月2日の第14回全国夜間中学校研究大会の大会宣言文では、『・・・教育指導行政が不在である・・・今回の主題「夜間中学校の存続意義を再認識し、その必要性を解明する」・・・』と訴えていた。また、この「行政管理庁の廃止勧告」に反対した、荒川九中夜間学級OBの高野雅夫氏は、ピラを作成し（1968年10月15日）、生徒・OB・教師たちは、自から“証言映画”を制作し、全国行脚を続けた（当時の宣言文については、元夜間学級教員の黒川優子氏が、ピラは、元教員の白井善吾氏からの情報提供による<sup>7)</sup>）。当時のことを白井は、「・・・8人の“生き証人”が名乗りを上げた。この行動が天王寺夜間中学開設への原動力となった。それまでの夜間中学運動と明確に異なる点だ。」と述べている。まさに、彼らが起こした運動は、当事者を「客体」から「主体」へと転化させ、ソーシャルアクションへと展開させた大きな転換

点であったといえる。

## Ⅱ 主な夜間中学の設置促進等に係る政府の計画等

近年の政府の主な夜間中学への再評価と方針を時系列でみていく。その流れの始まりは、「第2期教育振興基本計画」（2013：平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）18-2で、①「・・・中学校夜間学級に対する支援を引き続き行う。」とした。

続いて、②2014（平成26）年7月4日、『教育再生実行会議の第五次提言において「夜間中学の設置促進」』が盛り込まれた。③『子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）（抜粋）』では、（夜間中学校の設置促進）「義務教育未修了者の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する」と明記された。④『教育再生実行会議第九次提言（2016：平成28年5月24日閣議報告）（抜粋）』の1. 多様な個性が活かされる教育の実現（2）不登校等の子どもたちへの教育で、「・・・夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援・・・」が盛り込まれた。

そして、⑤2016（平成28）年6月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』において、「すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備に、夜間中学校の促進を図る」ことが明記された。これを受け、各都道府県に1校の夜間中学の設置促進を目指すという国の施策の一環として位置づけられた。続いて、⑥2018（平成30）年6月15日、『第3期教育振興基本計画が閣議決定』され、目標（15）「多様なニーズに対応した教育機会の提供」のなかで、「夜間中学校の設置・充実」が示され、「・・・夜間中学の設置を推進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。・・・教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとと

もに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡充を図るなど、教育機会確保等に関する施策を総合的に推進する」ことが示された。

この様に国は、1966年の「行政管理庁の廃止勧告」以降、公立夜間中学への消極姿勢から、再評価へと一転したのである。

### Ⅲ なぜ、川口市に公立夜間中学ができたのか。

#### 1. 川口市の概要

川口市は、埼玉県南東部地域（川口市、蕨市、戸田市）に位置し、都心から10～20km圏内という立地のよさから生産年齢人口の占める割合が高い。平成23年（2011）川口市は鳩ヶ谷市を編入合併して新生川口市が誕生した。2018（平成30）年4月には、中核市となり人口も60万人を超えていった。

川口市における外国籍の人口は、2019年現在37,893人で、24,624世帯（複数国籍世帯：4,953世帯、外国人世帯：19,671世帯）で、人口のおよそ6.2%である。1980年以降、川口市は、類を見ない速度で増加し、この10年間だけでも、約1万3000以上の外国人が転入した（全国の市区町村では3番目）。

『国籍別住民数』（2018年1月1日現在）を見ると、中国が60%と半数以上を占め、次が、ベトナムと韓国・朝鮮が並んで9%、フィリピンが7%、トルコが4%、その他11%の順である。ただし、今後は、ベトナム国籍の人口が増えることが予想される。

外国籍の人が川口に転入してくる背景には、まず都内に比べ、生活費の安さや、住みやすさ、アクセスの良さなど、口コミで、徐々に広まったといえる。また、2005年以降、西川口周辺の街の変遷については、様々な事情が表裏し変化してきた。2003年警察の「風営法取締まり」と、2004年からの「風俗浄化作戦」によって200店以上の店舗型風俗店は摘発されれば壊滅状態に追い込まれた。その後、

空き店舗となった店に、中国・韓国・タイ・フィリピンなどのアジア系外国人が経営する飲食店や食材店が入り、埼玉県屈指のアジア人街（新興のチャイナタウン）が出来た。

ジャーナリストの中島恵は、取材を通して、川口の芝園団地を中心に多くの中国人が集住するようになった理由など明らかにしている（東洋経済新聞電子版2018年12月30日）。その記事を読むと、芝園団地を代表するように、同国人の多い地域に集まって住み、助け合いながら日本で暮らしている。しかし、日本人と外国籍の人の間に「冷ややかな分断」が出来ていると指摘している<sup>8)</sup>。このような状況を避ける意味においても公立・自主ともに夜間中学の存在意義は大きく、認知させていく必要は急務である。

#### 2. 川口自主夜間中学

2019年3月まで、埼玉県には公立夜間中学がなかったため、毎年15～20人の生徒が、都内の夜間中学まで、仕事を終えてから通う人、片道2時間かけて通学するなど、越境通学をしていた。34年前に川口自主夜間中学が開設された。「埼玉に夜間中学を作る会」代表の野川義秋の話によれば、『1985年9月16日「埼玉に夜間中学を作る会」発足し、並行して、同年12月3日に、「川口自主夜間中学」が開設された。・・・これまで1,000人以上が学んでいる。』という。

「埼玉に夜間中学を作る会」では、「埼玉に公立夜間中学を！すべての人に義務教育の保障を！」と訴え、毎月「月例駅頭宣伝」活動（署名数は、約56,000筆に及ぶ）を続けてきた。その声は、知事、県・各市、教育委員会との交渉や要望書・質問書の提出などで訴えた。会員向けには、「銀河通信」を定期的に発行している。

「川口自主夜間中学」がスタートした当時は「生徒数6名」だったが、今では10代から80歳代まで、約60人～70人が在籍している。

生徒は不登校や引きこもりの若者、形式卒業者、外国人などが通っている。学習者の中には、仕事の都合や家庭の事情等で定期的に学習できない人もいるが、遅れてでも参加している。場所は、JR川口駅東口のキューポ・ラ本館棟M4階にある、かわぐち市民パートナーステーション会議室と、栄町公民館会議室の2カ所で実施している。週2回の開校（毎週火曜・金曜）で、午後6時半～8時半となっている。授業料は無料で、必ず毎回、初めて来る人がいる。その多くは、口コミで集まってくる。川口自主夜間中学では、行事も毎月あり、「新年のお楽しみ会」「餅つき大会」、「料理教室」、「社会科見学」、「自主夜間中学合同お花見会」・・・など、わくわくするような経験もたくさん用意されている。

しかし、34年の歳月の間には、存続するのに容易でなかった時期もあった。故人・金子和夫氏は、次のように振り返っている。『鳩ヶ谷（現川口）市教委の職員だったが、・・・20年ほど前だ。調査のため教室に足を運ぶと、20代半ばの青年がぼつんと一人でいた。植木職人と言い、「小中学校を出てないから、みんなにバカにされた。見返したいから勉強を教えてほしい」と訴えた。心を動かされた。金子さんの呼びかけで再びスタッフが集まり始め、生徒も増えていった。』と述べている<sup>9)</sup>。

現在スタッフは総勢約30名が登録し、全員がボランティアで、経歴も様々である。生徒たちは、夜6時過ぎになると、三々五々集まってくる。毎回、概ね15人～20人の生徒が学んでいる。ボランティアスタッフも約15人～18人体制で教えている。国際色も豊かで、生徒は外国人が多くて、中国、台湾の方、ベトナム、フィリピン、バングラデシュ、イラン・・・様々な国籍の人と日本人が通っている。日本語をもっと学びたい人の為には、日本語の習熟度、教科などに配慮しながら、それぞれの希望や目的に応じて数人に分かれてテーブルを囲む形で学習している。また、日本人

も何人か来ていて、スタッフとほとんどマンツーマンで、小・中学校の教科の勉強をしている。

スタッフは常時募集中である。「勉強を教えたり、生徒の相談にのったり、教育資格は要していない。毎回参加できなくても構わない。5教科の他、中国語や韓国語、ベトナム語、ポルトガル語など、外国語が分かる方だと助かる」ようだ。中国語ができるボランティアの男性も、「せっかく仕事で覚えた中国語を、地域で役立てることが出来ないかと、川口での街頭活動を見て、10年前から参加するようになった。先生と呼ばれ、地域の皆さんと仲間になり退職した後を考えると、本当に良かった。」と話していた。野川義秋氏によれば、「スタッフも高齢化する中で、大学生が卒業論文を書くために来ている。単なる卒業論文を書くために来るのではなく、倫理的に一時的にスタッフとして関わってもらい、卒業論文に取組むという姿勢をお願いしている。5年前は1人だったのが、2017年3人、2018年が4人と頑張ってきている。その後、教員になる人や、国家機関に勤務する人など、夜間中学への理解者が増える事を期待している」と話していた。

川口自主夜間中学では、「日本語をもっと勉強したい」という外国籍の人のために、「日本語レベルアップ講座」も用意されている。教材として5年前に作成された『文字の本』がある。そして、2019年7月、姉妹編として川口自主夜間中学自主教材作成実行委員会が編纂した『N4-N2まで楽しみながら読める日本語読本』が刊行された。このテキストの「あとがき」を読むと、「ロシアの作家トルストイをはじめ、小中高の教科書採用されてきたすぐれた文学作品や昔話など」文学作品に重点を置いている。その理由は、「日本語教科書は会話中心であり、読み物の多くはビジネスや新聞記事等で、文学作品を目にすることは稀である。・・・日本語を学ぶこと

は、日本人の心を理解することだ」と強調している。まさに、34年間活動してきた成果物といえる。

さらに、川口自主夜間中学では、開校30周年を記念して記念誌『月明りの学舎 川口自主夜間中学と設立運動三十年の歩み』（以下、「川口30周年誌」という。）が出版されている。その30周年誌の帯には、『「夜間中学は社会の矛盾を写し出す鏡」…。今も、生きるために学ぶ人たちが教室のドアを開ける。国籍や年齢、性別を超えた学舎（まなびや）の風景と設立の要望を模索する…。』とある。川口自主夜間中学の代表であった故・金子和夫氏は、『教室で大切にしていることは「互いに学ぶ」ということ』であると語っていた。（川口30周年誌、p.60）。その歩みは今もとどまることは無い。まさに継続は力なりといえる。

### 3. 公立夜間中学の新設準備に向けて

まずは、国、県、市の議会の質問答弁（議事録）から川口市公立夜間中学への道のりを追ってみたい。2014（平成26）年12月定例会一般質問 質疑質問・答弁全文（村岡正嗣議員）<sup>10)</sup> をみると、上田清司知事は、『…。本県において、国の動きの進展に対応できるように、教育委員会できちんと課題を整理しておく…。大切ではないかと考えております。』と述べている。

そして、2015（平成27）年6月定例会一般質問（質疑質問・答弁全文・秋山文和議員）に対して、関根郁夫教育長から『…。平成27年2月、教育局内に「中学校夜間学級設置検討会議準備委員会」を立ち上げました。この準備委員会は、これまでに2回開催し、中学校夜間学級設置に関する課題の整理などを行っております。』と回答している<sup>11)</sup>。また、2015（平成27）年9月定例会一般質問（質疑質問・答弁全文・萩原一寿議員）では、「…。東京都足立区立第四中学校…。在籍している生徒75名のうち10名は埼玉県民

で…。昨年度、都内8校ある夜間中学には20名の埼玉県民が在籍し…。埼玉県内で…。義務教育未終了者の方は1万人以上…。本県内に公立の夜間中学を設置すべき」と述べている<sup>12)</sup>。関根郁夫教育長からは、『…。「中学校夜間学級設置検討会議準備委員会」を2回開催し、…。課題の整理や情報収集し…。夜間学級を実際に視察し、情報収集している。』、『…。設置に向けては、設置主体や費用負担のほかに、…。例えば、全国の夜間学級に通う生徒の8割以上が外国籍の方であるという実態から、就学の対象とする生徒の範囲やその把握方法などの課題もある…。また、義務教育として、学習指導要領に基づいた教育課程の編成や教職員の人事配置、卒業認定の在り方などの課題や条件が…。今後も、国の動向に注視しつつ、引き続き、調査・研究に努める。』と述べている。

埼玉県議会では、このように「教育機会確保法」成立前から、議会でも話し合われていた。知事の発言や県議会の動きを見ながら、埼玉県教育委員会は、『2015（平成27）年までの10年間に、「都内の夜間中学校に通う生徒がいた県内11市と中学校夜間学級関係市町村連絡協議会』を設置した。そして、県教育局は、内部に設けた検討会議の中で2017（平成29）年度早々に「ワーキンググループ会議」を設置し、教育課程、入学要件、教職員の配置など方針が検討された。しかし、「11市による関係市町村連絡協議会」を開設し協議を始めたものの、どの市町村も設置の意向はなく、県立中学校への併設等、「県立で設置する案」もあったが、それ以上の動きは見えなかった。

2017年2月21日第193国会においても、衆院総務委員会で、梅村さえこ議員（前衆議）から、「埼玉県川口市では、…。、これまでにない超党派の取り組みになり、新藤義孝元総務大臣を初め皆様の御尽力があった…。、これからが設置に向けて正念場だ」と述べて

いる<sup>13)</sup>。まさに、30年以上の草の根活動を礎に、国会議員及び地方議員が一体となって、「公立夜間中学設置に向けて」、川口市への期待が高まって行ったことは間違いない。

2017年3月7日、川口市議会において、芦田芳枝議員の一般質問に対して、奥ノ木信夫市長は「全国の夜間中学の80%が外国人という実態で、外国人支援の場として役割は大きく、市でも必要性について考えるべき課題だ」と答弁している<sup>14)</sup>。

その2日後の2017年3月9日、埼玉新聞の取材に奥ノ木市長は、「公立夜間中学校を川口市に開設したい。校舎は2009年3月に廃校になった旧芝園小学校の教室を提供するつもりだ。市内の外国人を支援するためにも夜間中学は必要で、そのためにも考えたい」と述べた。この奥ノ木市長の発言は、川口市教育委員会の担当者を驚かせ、埼玉県初の公立夜間中学の開校に向け、川口市教育委員会はその準備を進めていくことになった。

改めて、奥ノ木市長の英断の背景を考えたととき、『かわぐち未来指針第2ステージ（改訂版）』の中に答えを見出すことが出来る。川口市は、2018年4月1日に中核市への移行に伴い、『選ばれるまち』を目指していた（p.4）。東京とさいたま市の狭間に位置する川口市が競争に生き残るための施策として、周辺都市との連携は重要な条件の一つであったといえる。中核市としての存在感、市民の愛着を高めるため、教育改革を図りたいと考えたとするならば、市長の英断は、中核都市にふさわしい未来指針の実現を明示したことになる。

その後、川口市議会の2017（平成29）年6月13日、6月定例議会一般質問で稲川和成議員の質問に対して<sup>15)</sup>、奥ノ木市長は、「・・・夜間中学の設置場所につきましては、・・・第1候補として蕨駅から徒歩7分という立地条件にある旧芝園小学校に設置する・・・また、校舎の建設計画につきましては、国か

らの補助を受けて新校舎の建設を進める計画・・・規模につきましては、9月末までにニーズ調査を終え、その結果をもとに設計を進め、平成33年度中に竣工の計画、・・・平成30年3月に閉校となる県陽高校の一部を暫定校舎とし、夜間中学として開設する・・・平成31年4月の開設を目指し、鋭意努力して参る所存である」と述べている。

また、井上清之学校教育部長からは、『入学対象者は、「教育機会確保法」に基づき、「学齢期を過ぎた者」のうち、県内在住で、学び直しを考えている方、やむを得ない事情により中学校の学習内容を十分に習得できずに卒業した方、そして基本的に在留資格を持つ外国籍の方など・・・また、受け入れ人数につきましては、本市に229人の未就学者と3万人の外国人がいることを踏まえ、現段階では、1クラス40人の定員で各学年2クラスの240人程度を想定し・・・具体的には、9月に実施するニーズ調査の結果をもとに、校舎の規模や受け入れ人数について決定していく。』とした。以下では、設置に向けたニーズ調査の結果概要を示す。

#### 4. ニーズ調査結果の概要

川口市教育委員会学校教育部学務課はニーズ調査を実施した（平成29年9月15日～10月25日に実施）。その結果については、「川口市に開設する夜間中学に関するアンケート報告書」（平成29年11月）で公表されている。この調査の目的は、「広く市民の需要を把握するとともに、その結果は、庁内の様々な部署においても有効活用できるもの」とあるが、主の目的は、「川口市民及び近隣11市における夜間中学への需要を把握するとともに、夜間中学開設に向けた学校規模の決定に資すること」にある。有効回答数1,246名（回収率19.3%）だった。回答者の属性については、「女性」が72.9%、「男性」が26.6%で、国籍は、「日本籍」が44.0%で最も多く、次いで

「中国籍」が32.7%だった。

その調査結果を見ると、「前向きな意向のある」回答者は「378名（31.1%）」で、この数字をもとに、その後の設置に向けた推進計画が進められてきた（「文部科学省への成果報告書H29年度、同H30年度」）。

「387名」の内、「川口市内」が226名、「川口以外」が161名だった。「国籍別」をみると、「日本国籍」が81名、「外国籍」が295名（76.2%）、「不明」11名と、外国籍の方が約8割近くいることが分かる（川口・H30成果報告、p.46、59）。「年齢別」にみると、10代が41人（内日本1人）、20代が36人（内日本7人）、30代が164人（内日本25人）、40代が104人（内日本30人）、50代が19人（内日本9人）、60代が5人（内日本3人）、70代以上が10人（内日本6人）、不明が8人（内日本0人）だった。線を引いた部分からも、30代、40代ともに、外国籍の人が多いことが分かる。

【修学履歴別】では、「387名」のうち、「義務教育未修了者」が187名だった。その内訳は、「小学校を卒業していない」が157名（内、日本4名）、「中学卒業していない」が30名（日本2名）であった。そして、「学び直しをしたい」という希望者は日本人が多く、156名の内、日本人は72名、半数いることが分かった。

アンケート調査の報告書の総括をみると、「外国籍」では、4割を超える人が夜間中学への通学意向があり、14.4%の人が「ぜひ通いたい」と回答している。また、今回の調査で、「高校進学するための学力を身に付けた」という「通学意欲のある日本人の需要も一部ある」（14.8%）ことが分かった。さらに、「日本人の約4人に一人は、中学校の学習内容を学びなおしたい」と回答していた。

ただし、外国籍の人の「日本での学習履歴別」は分かったが、「母国での学歴別」が報告書だけで分からなかった。調査の結果、『約半数の外国籍の人が、「日本語や日本の文

化、生活について学びたい』』と考え、「日本語が小学校レベル」の人ほど、「高校へ進学するための学力を身に付けた」と回答していた。日本語指導への難しさがこの段階ですでに明らかになっていた。川口市は、このニーズ調査を踏まえ「入学予定者を120人」と考え、施設・設備等の面を計画し、3年間で徐々に生徒が増えてくると見込んでいたが、実際は、直前の辞退者もあり、入学者は78名だった。現在、78名がどの様に学校で学んでいるのか以下で概観する。

#### IV 川口市立芝西中学校陽春分校の概要

##### （1）陽春分校のコンセプトとその理念、校名

川口市に開設した「夜間中学」の『コンセプト』は、2つで、1つが「これまでの夜間中学から新時代の夜間中学への転換」と挑戦的である。もう一つが、「市民・県民の学ぶ意欲に応え、誰もが通える夜間中学」である。

2つの『基本理念』は、I.『様々な学びのニーズに応え、安心・安全で夢や希望を持って通える学校』で、「特別の教育課程の編成（学習指導要領を踏まえつつ）」⇒『夢や希望を持って通える夜間中学』の実現である。そして、II.『教育機会確保法の趣旨を推進するモデルとなる学校』となっている。

『学校名』については、川口市教育委員会教育長の茂呂修平氏によれば、「暫定校舎となる旧県陽高校の施設の名称を引き継ぐ」として、『夢や希望をイメージする明るく力強い「陽」の文字と、学校の始まりの季節であり学びのスタートをイメージする「春」の文字から「陽春分校」と名付けました。』と学校案内のリーフレットで紹介している。

##### （2）学校教育校訓・目標、学校経営方針等

2つの『基本理念』に基づき、教育ビジョンは描かれている。陽春分校の『学校の校訓』は、「親和・責任・努力」である。そして、『学校教育目標』は、「豊かな心を持ち、

たくましく生きる生徒」である。陽春分校が『目指す学校像』とは、「すべては生徒のために笑顔溢れる学校」を目指している。具体的には、『ひらく』・『えらぶ』・『むすぶ』学校である。

また、本年度の重点・努力点は、どれ一つ欠けることが出来ない継続すべき課題をあげている。そして、校内研修テーマでは、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の工夫」となっている。まさに、「学習者側からの視点」から「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた授業づくり（教科教育と特別支援教育を融合した授業を行うこと）を目指していた。そして、いかに、生徒の視点に立って「学びやすいかどうか」、「取り組みやすいかどうか」を問う視点が重要になる。まさに多様な生徒のニーズを前にして共に学び、全ての生徒が「できた」「分かった」と感じられる授業づくりが求められている。

そして、陽春分校が掲げる理念の1つは、「安心・安全」で学べる学校である。それは、様々な事情を抱え、傷ついた経験を持つ生徒がいるからである。現在、教職員は、学びたい生徒が多くいる教室で、配慮を忘れず日々、自転車操業状態だと聞いている。しかし、見学してみると、先生方も生徒も明るく学校生活を送っている姿が伝わってくる。

鳥取県の「夜間中学先進地視察の概要」の中でも、陽春分校について、『「選択」（音楽・百人一首・国語・日本語）授業を見学。どの教室でも、誰もが一生懸命に学んでいた。様々な国籍、年齢の方が互いに教え合ったり、助け合ったりするなど、大変温かい雰囲気であった。先生方は一人一人に声をかけるなど、支援を丁寧にしておられた。また、登校時や授業後に明るく挨拶をしてくれる生徒が多かった。生徒同士や、生徒と教員との人間関係もよいと感じられた。』とある。鳥取県の専門家の先生方の目から見ても、陽春分校の評価は高く、今後の期待がもてる評価が示され

ていた。

### （3）入学手続きの方法

【対象生徒の入学要件】については、入学条件は、「満16歳以上で埼玉県内に住んでいる者」のうち、①小学校や中学校を卒業していない者（義務教育未修了者）、②中学校を卒業した人で、学び直しを希望する者（主に形式卒業者）、③原則、在留資格のある外国籍の者となっている。

【入学時期入学者の選抜】は、基本的に本人が希望すれば受け入れている。ただし、一人当たり20分程度の面接相談を実施している。面接当日は、担当者2名で対応し、「動機」「通学方法等」「学び直したい」「学びたい」という意思を確認している。ただ、日程調整が苦慮するようである。「入学願書」は、窓口提出、郵送、メールでの提出も可能だが、入学を前に、辞退者もでるなど状況が日々変化するため、入学者の情報の確実さが課題のようだ。

### （4）教職員等の配置状況について

【教員の勤務時間】は、午後1時から午後9時30分となっている。教職員定数は、「生徒に基づく、学級編成により、学級数に応じた教職員が県費負担教職員として配置」されている（H30年成果報告書、p.71）。

【教職員の配置体制】は、管理職の校長（芝西中学本校と兼務）1名、教頭職（分校加配）1名。夜間中学校教員の人事については、校内人事となっている。教職員数は、教諭15名（内、県費負担職員7名、標準法に基づき配置されているのは9名、他は非常勤）。科目ごとでは、数学3名・社会1名・理科2名、国語2名、英語1名、音楽1名、美術1名、技術1名、家庭1名、保体1名、日本語1名で、ATが2名（日本語）、校務員1名、ALT1名（ネイティブ英語）、養護教諭（市費）1名、が配置されている。

聞き取り調査では、「芝西中学内で、昼から夜に移動」。鳥取県視察団の報告書では、「県は、県費負担職員8名分の人件費を負担。」し、「夜間中学での勤務を希望した者で、意欲的で職員集団としてまとまりがある。」と評価している反面、「様々な生徒がいるので、生徒と向き合いながらやっていける力量のある教員が必要である。」と記載されていた（鳥取：第2回、p.3）

#### （5）生徒の状況について（2019.8月現在）

【在籍生徒数】は78名（令和元年7月8日現在：男子：27名、女子：51名）で、川口市内が45名、川口市以外が33名（さいたま市6、蕨市4、草加4、戸田3、三郷3、八潮2、越谷1、吉川1、春日部1、上尾2、伊奈1、新座1、寄居1、日高1、久喜1、羽生1）。その内、就労人数は、20名となっている。

【国籍】については、日本を含め13か国。内訳は、日本籍が30名（39.0%）、外国籍が48名（61.0%）。現在、中国22名、ベトナム6名、韓国4名、トルコ2名、アフガニスタン2名、ネパール2名、ブラジル2名、ペルー2名、ミャンマー2名、タイ1名、パキスタン1名、フィリピン1名、台湾1名。

【年齢構成】は、「10代」が21名（日本2、中国10、トルコ1、ペルー1、ネパール1、ミャンマー1、パキスタン1、フィリピン1）、「20代」が12名（日本4、中国1、アフガニスタン2、ベトナム4、ネパール1）、「30代」が8名（日本3、中国3、トルコ1、ペルー1）、「40代」が17名（日本7、中国7、タイ1、ブラジル2）、「50代」6名（日本3、中国1、韓国1、台湾1）、「60代」8名（日本5、韓国3）、「70代」5名（日本5）、「80代」1名（日本1）である。

陽春分校の生徒の場合は、一番多いのが40代で、次が、10代、20代の順である。川口市が実施したニーズ調査でも明らかに、30代164名（外国籍139人）、40代104名（外国籍74

人）と、全体の69%（内、外国籍55%）を占めていた。外国籍の30代、40代の人が多い傾向については、推測ではあるが、祖国へ送金するお金の額が減っても、学ぶことを優先させた人といえる。その背景の1つには、子どもの成長に合わせて読み書きが必要になる場面が増え孤独感が強くなる。また、日本語学校に通うには授業料が高く、身近にある夜間中学を知って入学したと考えられる。また、週5日間、日本語以外の勉強をすることから本人の強い意志と合わせて、仕事場や家族の理解が得られている人が入学していると考えられる。

#### （6）在籍、通学規則等について

【卒業・進級・在籍・除籍】については、「すべて最終的に校長が判断する。」ことになっている。具体的には、「卒業すると、中学校の卒業証書が授与され、中学校卒業資格が得られる。」「最長6年までの在籍を限度とする。」「1か月間連絡が取れず、学校に通う意思が確認できない者、学校のきまりが守れない者は除籍される」。

また、「どのように通学しているのか」については、①通学は、徒歩、公共交通機関、自転車、バイクは可能。ただし、自動車は不可。②校内での飲酒、喫煙は成人でも不可である。③生徒には、学生証を発行し、登校時に、事務室前で学生証を提示し入校することになっている（防犯カメラを設置し、正門付近を監視している。）。また、④遠方から通う生徒に対して交通費等の支援はしていない（川口市内在住の生徒に対しては援助可能）。⑤成人であっても学割はもらえる。

#### （7）学年ごとのクラス配置と指導

【学級編成】については、今年度は、1学年2クラス（各1クラス担任が1名と1年副担任が5名。）で生徒47名。2年はクラスが今年度はない。3学年は1クラス（1名の担

任と副担任が1名)で31名となっている。1年と3年の学年編成は、「生徒の希望によりわけている」との話だが、様子から、「中学の卒業資格を取得し、日本語能力や各教科の学力をつけ、高校、専門学校などへ進学することを希望する生徒」が3年生のようである。3年生31名のうち、26名が外国籍で、母国で中学、高校、専門学校、大学を卒業して今回入学した者も含まれている。また、1学年のクラスは2クラスで、「学び直しを希望する」日本人が多く在籍している。クラス分けは、入学時の数学の習熟度で分けている。「数学と英語は習熟度ごとに授業するのが効率的なため、可能な限り分けて授業を行っている」ようだ（埼玉国際交流、2019年夏号123号、p.4）。

陽春分校では、中学校の学習内容を基本としているが学びの差が大きいので、学年や学級を設けているが、授業になると別の学習集団編成を行っている。また、様々なニーズに応えるような教育課程を組んでおり、必要であれば小学校の内容も学べる。自分の学びに合った教科書を選び、小学校の教科書を使用することも可能である。中には、一斉指導が苦手な不登校になっていた生徒もいるため配慮している。ただ見学者の声として、「生涯学習や日本語学校とは違うので、全ての教科を学ばなければならない。その強制力が生徒の学びへの意欲を高め、出席率の良さにつながっているのではないか……。評価については、テストは行わず、通知表で通信欄に記述する。」とある（鳥取県視察団報告、p.3）。

日本語指導については、「加配があり」、取り出し授業（指導）を行っている。対象となる生徒は24名いる。「日常会話はでき、ひらがなも読めるが、書くのが苦手という生徒が多くいる」ので、「ペアワークで会話をしながら、話す、聞く、読むをバランスよく習得できるよう進めている。」（埼玉国際交流、2019年夏号123号、p.4）。

日本語の教員の不足についての課題は、「1つは、受験への対応である。3年生だけでも日本語のレベルも含め、語学力と学力の個人差が大きく、これからの1年間でどのようにカリキュラムをこなし、全教科を受験レベルまで持っていくか、頭を悩ませている」、「2つ目は、教員人数です。日本語担当の教員は1名しかおらず、工夫しながら対応し……。教科ごとに習熟度に分けて授業を行うにも、教員が足りず、今は授業のない教員がフォローに入る事で対応している。教員でフォロー出来ないところは、生徒同士で聞き合い、助け合い、日本語の苦手な生徒には日本語のできる生徒が自然と通訳に入って……。スマホの翻訳機能も上手に使い、学習のサポート役」になっている。また、「日本語指導は免許がいらないので、授業のない教員が交代で指導することがある。目的は日常的な日本語習得ではなく、授業を受けるための日本語学習である。」と取材で答えていた（前掲書、2019年夏号123号、p.5）。また、鳥取視察団報告（p.3）によれば、「学校へのボランティアの活用については、希望があれば面談をし受け入れている。中国語ができる大学生等がいて助かっているようである。学習指導要領に沿った教育課程で行っているが、校長判断によるところが多く、1050時間という縛りもない。」とある。

## （8）教科課程について

陽春分校では、中学校学習指導要領を踏まえて、中学校で行っている全ての教科の学習を行っている。ただし、技能教科（美術・技術・家庭科）及び総合的な学習の時間については、時間を分散せず短期間に集中的に実施している。美術（6月）、家庭（9月）、技術（11月）と、集中授業を行い、特別な時間割を組み、それぞれ1か月間行うこととなっている。また、生徒一人一人の実情にあわせて、日本語の支援や小学校段階の内容等の学習を

実施している。

【通常の時間割】については、生徒の登校時間は16時30分から17時25分の間である。基本は、40分授業×4で、「HR始まりの会」(17:25~17:30)、その後、1時間目(17:30~18:10)、2時間目(18:20~19:00)を終えて、給食休憩(18:55~19:20)となる。給食は、「ミルク給食」で牛乳のみ提供されている(申し込みは自由)。そして、3時間目(19:25~20:05)、4時間目(20:15~20:55)の授業を受けて、20時45分で授業は終了する。その後、20時50分まで清掃活動で、下校となる。なお、仕事などの事情で、始業時間に間に合わない生徒が一部いるが遅れても授業は受けている。また、夜遅い時間に授業を受けることが難しい生徒は、学校が始まる前の時間に勉強を見てもらうことも可能となっている。

### (9) 学校行事等運営について

学校行事については、体育祭や合唱コンクールなど芝西中学校本校と合同で行うものと、分校のみで行うものを計画している。参加は強制しておらず、本年度様子をみてさらに検討していくようである。現在は、両校の生徒会がビデオレターでやり取りをしており、直接出会ったり、活動を共にしたりはしていない。

### (10) 夏休みの学習会

陽春分校では、今年の夏休み期間中に「学習会が約20日ほど」実施されていた。7月22日(月)からスタートし、時間は、16:00~18:45まで、それぞれの教科で、「質問形式・授業形式」など、様々な形で学習会が行われていた。学校のブログには、「どの生徒も大変熱心に取り組んでいた。」とある。また、お盆明けにもかかわらず、学習会に参加している生徒がたくさんいて、先生からのコメントも「今日は数学の補習があり、個別

学習を中心に行いました。お盆明けもしっかり取り組んでいる姿に、先生方も感服しています。」と書いてある。教員は、ばてずに通学する生徒たちに圧倒されている感はないが、先生もばてている様子がない。元教員の方々に他の学校も同様なか聞いたところ、「夏休み中に、特別に、高校進学したい生徒や、休みがちな生徒の補習、日本語をもっと学びたい生徒への対応など、様々な学習機会はある」。しかし、陽春分校の様に、半数近い30名の生徒がお盆を挟んで20日間というのではない」ようである。陽春分校の先生の話では、「長い休みで生活リズムを崩したくない人がいて、誰かいる学校に自然に集まっているようで、学習クラブのようである。」と話していた。

## V 考察と今後の課題

### 1. 新時代の夜間中学校への転換

まずは、国が再評価した意図は何かを考える。国は、1999年以降、少子化対策を積極的に進めてきた。その打開策が見いだせないまま今日まできた。統計上からも生産年齢人口の加速的な減少の一つの打開策として登場したのが、夜間中学の再評価である。教育再生実行会議「第五次提言」(平成26年7月4日閣議報告)では、義務教育の期間を見直す(延長等)ことを視野に入れ、「新しい時代にふさわしい学制を構築する。」とした。

そして、2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、国は公立夜間中学を各都道府県に少なくとも1校開設するという方針を固め、「夜間中学の設置促進」へと舵を切った。

この様な動きについて、江口は、「夜間中学政策の転換は、純粋に義務教育未修了者の学習権保障に対する意識が高まっただけでなく、現在の国家統治政策の転換の中で役割を与えられることによって動き出したところがあることは否めない。」と述べている(p.44)。

つまり、「有用な労働力の形成」と「地域の担い手」として自立していけるよう早い時期に手を差し伸べる方策（「学び直しの場所」）として、夜間中学校が再評価されたのである。

しかし、国からのプレッシャーに対してこれまでの経緯を考える地方教育行政の現場は、各都道府県に1校の中学校夜間学級を置くことに意義が見出せないとして、柔軟な姿勢を示すところは少なかった。多くの県及び政令指定都市の教育委員会では、既存の支援策があることから、急に国の要請だからと言って「夜間中学」を考えるよう言われても抵抗感が先にあったと思われる。地方議会での教育長からの答弁をみると、「夜間中学を県内のどこか1つ新設した所で問題解決につながるのか」と言わんばかりであった。その結果、「もし、夜間中学の設定を考えるならば、あくまで、中学校教育の目標を達成するために、中学校学習指導要領に則った教育課程の中で学ぶものであることを基本に対応を検討する」にとどまった。

それに比べ、地方議員のブログには、「夜間中学」という文字が増えてきた。議会の議事録を載せている議員も多く、各地の公立夜間中学校の設置予定状況や動きをとらえ明確にその必要性が示されている。

川口市立芝西中学陽春分校の『コンセプト』を見ると、「これまでの夜間中学から新時代の夜間中学への転換」という挑戦的な考えを示している。その挑戦に果敢にチャレンジしているのが陽春分校といえる。授業風景一つとっても活気がある。その要因の一つは、外部者の目が多いことである。全国的にも注目されているため、見学、取材がとぎれることはない。真剣に授業風景を見ている人が常にいる。その中で授業を進めなければならない。十分、モデル校としての役割は果たしているといえる。

そして、新しい公立夜間中学に注目する関係者も多いだけに川口の日本語教育の授業の

在り方が問われている。特に、①「中学校学習指導要領に則った教育課程の中で学ぶ場なのか」、それとも、②「日本語学級を特別につくるといった日本語教育重視型なのか。」気になる関係者も多い。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の土台には、自発的な学習を促す支援を積極的に行き、多くの生徒が「できた」「分かった」と感じる授業が求められている。その為には、期待と満足度のバランスを図っていかなければならない。現状、①②いずれにも偏ることはできない。

私見になるが、今の川口の公立夜間中学を見る限り、共に学びながら進めている様子がかがえる。確かに、学習指導要領を踏まえつつ、必要となる授業時数を適切に確保し、在籍する生徒の教育課程の編成権限は校長にある。当然、校長の裁量の範囲で運営されていると考えれば、①に近いといえるだろう。

元夜間中学の教師であった見城慶和氏と関本保孝氏は、夜間中学を「社会のばんそうこう」と表現し、夜間中学は「学び直しの場である」と述べている<sup>16)</sup>。国が意図するところは何であれ、現場では、眼の前に、学びたい生徒がいる限り、排除することなどできない。夜間中学は、通常の昼間の中学校では味わえない世代を超えた出会いがある。また、国境を越えた出会いも期待できる。そして、人生経験豊富な人からの言葉の杖（つえ）は、自分の気づきや勇気へとつながったと後々卒業生からきく。新時代にふさわしい夜間中学校への転換は、日本語教育で模索を続けることだけではない。再評価されているだけに先人の考えを含めて、先生も生徒も『互いに学ぶ』という姿勢を崩さず、生徒自身が主体的に学ぶ意思を示せる環境作りからであろう。

## 2. 広報の必要性

定時制の高校は広く知られているが、「夜間中学」は知られていない。以前に比べれ

ば報道やネットで知る機会が増えてはいるが「広報が足りていない」という声は、外国籍を支援する関係者の多数意見である。本来なら、国が再評価した夜間中学校である以上、積極的に国も広報に目を向けて欲しいものである。

その一方、草の根活動は今も続いている。元教員や卒業生、現職教員、支援者らが、夜間中学を紹介するチラシを駅前で配布したり、多言語（英語、中国語、ベトナム語）に直した募集チラシなどを、団地などに投函したりしている。

そして、夜間中学の記録映画『こんばんは』から15年。募金活動を行い、『こんばんはⅡ』が完成し、全国キャラバンがスタートしている。森康行監督が作った作品で、関東と関西の夜間中学の生徒や卒業生の姿を記録したものである。2010年10月から2020年6月まで、全都道府県で順次開催する予定になっている。ようやく、自主夜間中学がある地域などでは、地方教育行政の協力も得やすくなったことは喜ばしいことである。講演会と組み合わせ企画し、声を大きくして企業、行政、関係各所に理解と協力を求めていくしかない。

## おわりに

新規設立された公立夜間中学のこの一年の評価は、まだこれからといえる。今後も継続して基礎教育の保障に視点を置き、多様な学びと今後の実践的課題を検討していきたい。2018年9月に71歳という若さで亡くなられた川口自主夜間中学の代表の金子和夫氏に、未完ではありますが報告を致したく思います。また、本報告をまとめるにあたって、夏休み明けの学校が最も多用の時期にもかかわらず、多くの関係者の皆様方にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

## 【注】

- 1) 「夜間中学の設置、指定市も促進へ 文科省」2019年6月22日、『朝日新聞デジタル』電子版<https://www.asahi.com/articles/DA3S14065602.html>（閲覧日：2019年9月25日）
- 2) 産経新聞大阪社会部「夜間中学取材班」（連載継続中）、アンケートを実施。東京新聞電子版<https://www.sankei.com/west/news/190315/wst1903150047-n1.html>（閲覧日2019年8月25日）
- 3) 椎名慎太郎「高校義務化をめぐる諸問題」『レファレンス』299号（第25巻第12号）、国立国会図書館調査立法考査局、1975年12月、pp.61-62に、「夜間中学と被差別部落」という1節がある。
- 4) 赤塚康夫『新制中学校成立史研究』明治図書出版、1978年、p.183
- 5) 田中勝文「夜間中学問題を通して学校を考える」、『教育学研究』45（2）、1978年、pp.112-115
- 6) 松崎運之助『夜間中学の歴史』東京都夜間中学校研究会資料室、1976年、第5章で、「・・・地方教育委員会は文部省の姿勢を受けて消極的態度を取り、日教組も夜間中学の存在を正当に評価しきれなかった」とある（松崎、p.90）。及び、松崎運之助『学校』晩声社、1981年、p.197。
- 7) 「夜間中学その日その日（640）」『ジャーナリストワールド』2019年9月28日 <https://journalistworld0.wixsite.com/mysite>（閲覧日：2019年9月28日）
- 8) 中島恵『中国人の街・川口で広がる「日本人との距離」』東洋経済新聞社電子版2018年12月30日 <https://toyokeizai.net/articles/-/257423>（閲覧日：2019年9月28日）
- 9) 「ストーリー：川口自主夜間中学30年（その2止）義務教育、誰にでも」毎日

- 新聞、2015年7月5日東京朝刊
- 10) 埼玉県議会議事録「平成26年12月定例会 一般質問 質疑質問・答弁全文」（村岡正嗣議員）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/teireikaigaiyo/h2612-f080.html>（閲覧日：2019年9月28日）
  - 11) 埼玉県議会「平成27年6月定例会 一般質問 質疑質問・答弁全文」（秋山文和議員）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-gaiyou-h2706-f090.html>（閲覧日：2019年9月28日）
  - 12) 埼玉県議会「平成27年9月定例会 一般質問 質疑質問・答弁全文」（萩原一寿議員）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-gaiyou/h2709/k030.html>（閲覧日：2019年9月28日）
  - 13) 2017年2月21日第193国会総務委員会「夜間中学設置を促進」衆院総務委（梅村さえこ議員）<http://www.jcp-umemura.jp/kokkai/kokkai-4807>（閲覧日：2019年9月28日）
  - 14) 平成29年3月定例会2017年3月7日一般質問（4）芦田芳枝 <http://ashida-yoshie.com/backnumber2017.html>（閲覧日：2019年9月28日）
  - 15) 川口市議会2017年6月13日平成29年度一般質問質疑応答1夜間中学について（稲川和成議員）[http://www.inagawa-kazunari.com/h29\\_top](http://www.inagawa-kazunari.com/h29_top)（閲覧日：2019年9月28日）
  - 16) 『時代を映す夜間中学＝生徒多様化、外国人も―「社会のばんそうこう」』時事ドットコムニュース（2019年3月2日）<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019030200172&g=soc>（閲覧日：2019年9月28日）
- 【参考文献】**
- ・赤塚康夫『新制中学校成立史研究』明治図書出版、1978年
  - ・「生きる闘う学ぶ」編集委員会編『生きる闘う学ぶ 関西夜間中学運動50年』解放出版、2019年
  - ・大多和雅絵『戦後夜間中学校の歴史』六花出版、2017年
  - ・尾形 利雄・長田 三男『夜間中学・定時制高校の研究』校蔵書房、1967年
  - ・埼玉に夜間中学を作る会・川口自主夜間中学30周年誌刊行委員会編・東京シューレ出版
  - ・椎名慎太郎「夜間中学をめぐる」『大学改革と生涯学習：山梨学院生涯学習センター紀要』、第20号、2016年、p.96
  - ・江口怜「夜間中学政策の転換点において問われることは何か―その歴史から未来を展望する」一橋大学〈教育と社会〉研究会『〈教育と社会〉研究』第26号、2016年、pp.35-48
  - ・埼玉国際交流協会情報紙「フレンドシップニュース」（2019年夏号123号、pp.4-5）
  - ・添田祥史「夜間中学をめぐる動向と論点整理」『教育学研究』85巻2号、2018年、pp.196-205
  - ・鳥取県：第2回 夜間中学等調査研究部会「夜間中学先進地視察の概要について（川口市立芝西中学校陽春分校）」令和元年度令和元年8月30日 [www.pref.tottori.lg.jp/secure/.../R1dai2kaishiryou.pdf](http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/.../R1dai2kaishiryou.pdf)（閲覧：2019年9月28日）
  - ・夜間中学校と教育を語る会編『夜間中学の基本事項Q&A～義務教育機会確保法と文部科学省の方針を踏まえて～（改定3版）』pp.18-19
  - ・川口市教育員会は、『文部科学省平成29年度「中学校夜間学級の設置促進等の推進事業」に係る成果報告書』（平成30年3月16日版）（以下、「平成29年度成果報告書」とする。）及び、平成30年度にも、同様の成果報告書（以下、「平成30年度成果報告書」とする。）とする。